

令和 5 年 分
(令和 年 月 日 開催分)

収 支 報 告 書

- (ふりがな)
- 政治団体の名称
 - 主たる事務所の所在地
 - 代表者の氏名
 - 会計責任者の氏名

りっけんみんしゅとう おおさかふ だいななく そうしぶ
立憲民主党大阪府第7区総支部

大阪府吹田市西の庄町7-20奥野ビル2F /

森山 浩行 /

折本 卓広 /

事務担当者

氏名 折本 卓広 /
(電話) 090-8190-7856

氏名
(電話)



資金管理団体の指定の有無

有
 無

公職の種類
(選挙区)
資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

「□」内には、該当するものに「☑」を記入すること

政治団体の区別

政 党
 政 党 の 支 部
 政 治 資 金 団 体
 政 治 資 金 規 正 法 第 18 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ る 政 治 団 体
 そ の 他 の 政 治 団 体
 そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部

活動区域の区分

2 以上 の 都 道 府 県 の 区 域 等
 同 一 の 都 道 府 県 の 区 域 内

国会議員関係政治団体の区分

政 治 資 金 規 正 法 第 19 条 の 7 第 1 項 第 1 号 に 係 る 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体
 政 治 資 金 規 正 法 第 19 条 の 7 第 1 項 第 2 号 に 係 る 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体

候補者の氏名 木山 浩行
公職の種類 衆議院議員 (現)

国会議員関係団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

団体コード	年分	届出年月日	解散年月日	告示用コード
p80017	R05	R050602	R050530	—

収 支 の 状 況

(その2)

1. 収支の総括表

収 入 総 額	0 1 0 0	860,352
(前年からの繰越額)	0 2 0 0	453,163
(本年の収入額)	0 3 0 0	407,189
支 出 総 額	0 4 0 0	856,983
翌年への繰越額	0 5 0 0	3,369

2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		
額	0 6 0 0	0
数	0 7 0 0	0

(2) 寄 附			
ア 寄附(イを除く。)の区分	REC No.	金 額	備 考
(ア 個人からの寄附	0 8 0 0	0	
(うち特定寄附)	0 9 0 0	0	
(イ 法人その他の団体からの寄附	1 0 0 0	0	
(ウ 政治団体からの寄附	1 1 0 0	0	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	1 2 0 0	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	1 3 0 0	0	
イ 政党匿名寄附	1 4 0 0	0	
合 計 (ア)+(イ)	1 5 0 0	0	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1)支出の総括表								
項	目				金	額	備	考
1	経常経費							
(1)	人件費	0	1	0	0	192,170		
(2)	光熱水費	0	2	0	0	74,676	✓	
(3)	備品・消耗品費	0	3	0	0	24,725	✓	
(4)	事務所費	0	4	0	0	547,532	✓	
	小計	8	0	0	0	839,103		
2	政治活動費							
(1)	組織活動費	0	5	0	0	17,880		
(2)	選挙関係費	0	6	0	0	0		
(3)	機関紙誌の発行のその他の事業費	0	7	0	0	0		
	(ア 機関紙誌の発行事業費)	0	7	1	0	0		
	(イ 宣伝事業費)	0	7	2	0	0		
	(ウ 政治資金パーティ開催事業費)	0	7	3	0	0		
	(エ その他の事業費)	0	7	4	0	0		
(4)	調査研究費	0	8	0	0	0		
(5)	寄附・交付金	0	9	0	0	0		
(6)	その他の経費	1	0	0	0	0		
	小計	8	0	1	0	17,880		
	合計	9	0	0	0	856,983		

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く)の内訳		項目別区分 : 光熱水費			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あつては、主たる事務所の所在地)	備考
光熱水費 /	13,799 /	R5.1.23 /	奥野興産(株) /	吹田市西の庄町7番20号 / 阪急吹田駅前奥野ビル /	
光熱水費 /	16,192 /	R5.2.24 /	奥野興産(株) /	吹田市西の庄町7番20号 / 阪急吹田駅前奥野ビル /	
光熱水費 /	15,296 /	R5.3.23 /	奥野興産(株) /	吹田市西の庄町7番20号 / 阪急吹田駅前奥野ビル /	
光熱水費 /	15,892 /	R5.4.21 /	奥野興産(株) /	吹田市西の庄町7番20号 / 阪急吹田駅前奥野ビル /	
光熱水費 /	13,497 /	R5.5.24 /	奥野興産(株) /	吹田市西の庄町7番20号 / 阪急吹田駅前奥野ビル /	
この頁の小計	74,676 /				
その他の支出	0 /				
合計	74,676 /				

(その14)

(4) 経常経費(人件費を除く)の内訳		項目別区分 : 事務所費(家賃・機器リース)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あつては、主たる事務所の所在地)	備考
コピー機リース料	15,768	R5.01.04	シャープファイナンス(株)	大阪市浪速区恵比寿西1-2-9	銀行引落
コピー機リース料	15,768	R5.02.03	シャープファイナンス(株)	大阪市浪速区恵比寿西1-2-9	銀行引落
コピー機リース料	15,768	R5.03.03	シャープファイナンス(株)	大阪市浪速区恵比寿西1-2-9	銀行引落
コピー機リース料	15,768	R5.04.03	シャープファイナンス(株)	大阪市浪速区恵比寿西1-2-9	銀行引落
コピー機リース料	15,768	R5.05.08	シャープファイナンス(株)	大阪市浪速区恵比寿西1-2-9	銀行引落
事務所家賃 /	88,000	R5.01.23	奥野興産株式会社	吹田市西の庄町7番20号 阪急吹田駅前奥野ビル	
事務所家賃 /	88,000	R5.02.24	奥野興産株式会社	吹田市西の庄町7番20号 阪急吹田駅前奥野ビル	
事務所家賃	88,000	R5.03.23	奥野興産株式会社	吹田市西の庄町7番20号 阪急吹田駅前奥野ビル	
事務所家賃	88,000	R5.04.21	奥野興産株式会社	吹田市西の庄町7番20号 阪急吹田駅前奥野ビル	
この頁の小計	430,840				
その他の支出	14,911				
合計	445,751				

(その14)

(4) 経常経費(人件費を除く)の内訳		項目別区分 : 事務所費(通信費)			
	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あつては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	56,511				
合計	56,511				

(その14)

(4) 経常経費(人件費を除く)の内訳		項目別区分 : 事務所費(事務管理費)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あつては、主たる事務所の所在地)	備考
損害保険料	26,370	R5.04.26	東京海上日動火災保険㈱	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	引き落とし
軽自動車税 /	12,900	R5.05.26 /	吹田市長 /	吹田市泉町1丁目3番40号 /	
この頁の小計	39,270				
その他の支出	6,000				
合計	45,270				

(その15)

(1) 政治活動費の内訳		項目別区分 : 組織活動費 (旅費交通費)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	11,880				✓
合計	11,880				✓

(その15)

(1)政治活動費の内訳		項目別区分 : 組織活動費 (交際費)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あつては、主たる事務所の所在地)	備 考
この頁の小計	0				
その他の支出	6,000				
合 計	6,000				

資産等の状況

(その17)

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く)又は貯金(普通貯金を除く)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
カ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

※所有者の名義によらず、実態として、政治団体が有している資産等について記載すること。

宣 誓 書

添付書類(別紙のとおり)

- 1 領収書の写し
- 2 監査意見書 (政党および政治資金団体に限る)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 5 月 31 日

政治団体の名称 立憲民主党大阪府第7区総支部

会計責任者の氏名

折本 卓広



解散の場合のみ下欄を記入すること

(代表者の氏名

森山 浩行



(備考) 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

2 (代表者の氏名)欄は、解散の場合のみ記入すること。その場合、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

令和5年5月31日

立憲民主党大阪府第7区総支部

代表者 森山 浩行 殿

登録政治資金監査人

登録番号

第2540号

研修修了年月日

平成21年4月10日

1. 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、立憲民主党大阪府第7区総支部の令和5年1月1日から令和5年5月30日に係る法第17条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、立憲民主党大阪府第7区総支部の主たる事務所において行った。

2. 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第17条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3. 業務制限

立憲民主党大阪府第7区総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、立憲民主党大阪府第7区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上